

大和都市計画地区計画
中央森林東側地区地区計画

建築物等の用途の制限に関する
認定基準

令和6年3月29日 策定

大 和 市

目次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 用語の定義	1
第2章 地区整備計画（建築物等の用途の制限関連）	2
1 建築物等の用途の制限	2
2 計画図	3
第3章 建築物等の用途の制限に関する認定	4
1 認定基準	4
ア 新設道路	4
イ 歩道状空地（C地区限定）	5
ウ 良好な道路環境の創出	7
エ 緑地帯（C地区限定）	8
オ 緑化率の最低限度	9
カ 間口緑視率の確保	11
キ 営業に伴う騒音や振動（B地区限定）	13
ク 営業に伴う臭気（B地区限定）	13
ケ 環境に優しい街づくりへの貢献	14
コ 災害に強い街づくりへの貢献（B地区、C地区限定）	14
2 特例の認定	15
第4章 認定の手続	16
1 事前相談	16
2 事前協議	16
3 街づくり推進会議（分科会）	16
4 認定申請	16
5 その他の法令等に基づく手続関係	16
6 完了届	17
7 完了検査	17
8 申請者の変更	17
9 認定に係る計画の変更	17
10 取下げ	17
11 手続フロー	18
12 市関係課	19
13 必要書類	19
第5章 維持管理	21
1 維持管理	21
2 維持管理の誓約	21
3 維持管理の責務	21
様式集	22

第1章 総則

1 目的

本認定基準は、「大和都市計画地区計画 中央森林東側地区地区計画」（以下「本地区計画」という。）の区域内において、地区整備計画により建築物等の用途の制限を受ける、「床面積の合計が1,000 m²を超えるもの」について、優れた地域環境の創出に特に寄与するものとして市長が認める基準を定めることにより、地区の目標である、「緑豊かで良好な住宅市街地を形成・保全するとともに、幹線道路沿いにおいては、周辺の住環境に配慮しつつ、立地条件を活かした活気と賑わいの創出を図り、「中央の森」の豊かな緑と調和した魅力ある街並みの実現」に資することを目的とする。

2 用語の定義

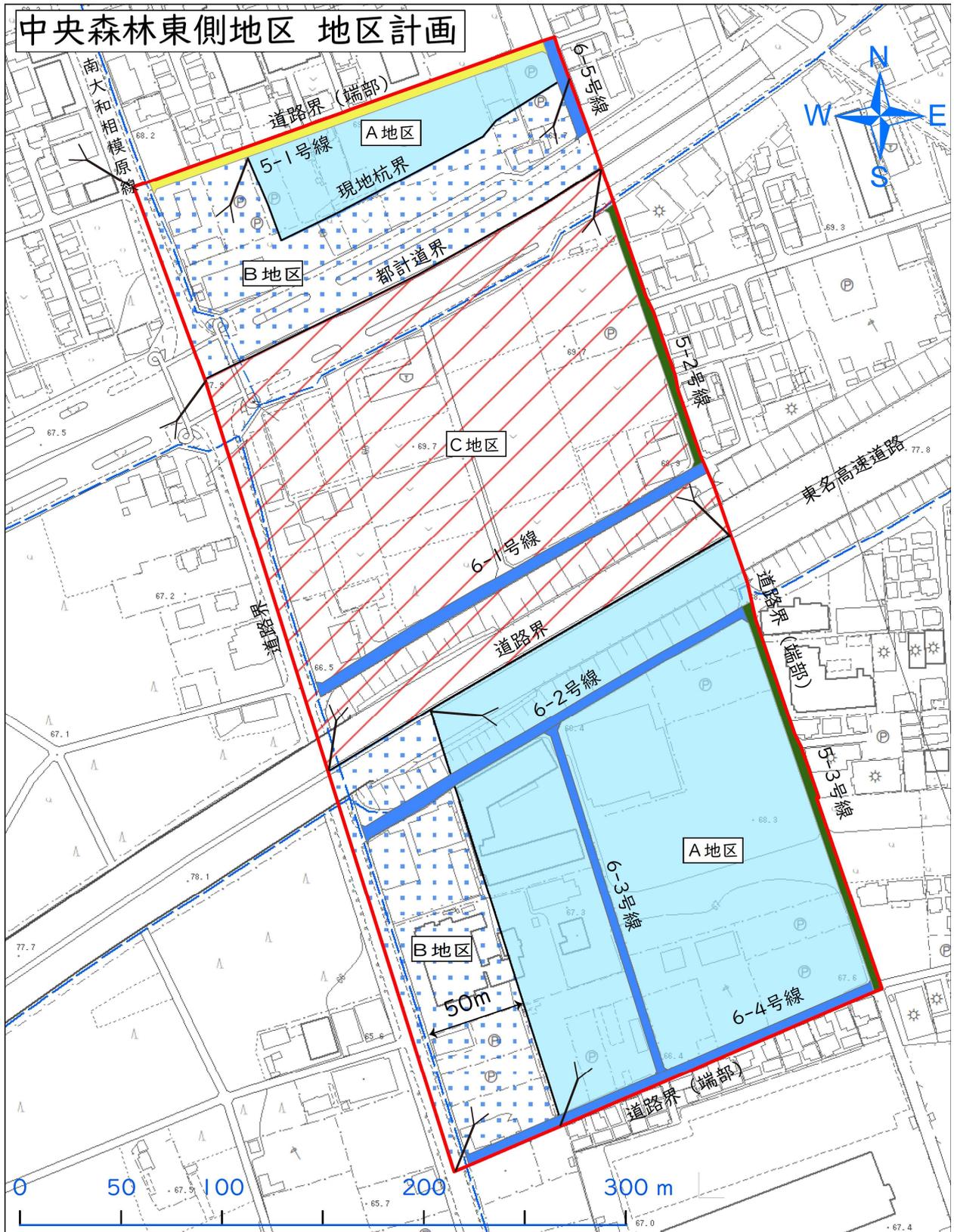
この基準における用語の意義は、この基準に定めるもののほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによる。

第2章 地区整備計画（建築物等の用途の制限関連）

1 建築物等の用途の制限

地区の区分	名称	A地区	B地区	C地区
	面積	約 4.5ha	約 2.6ha	約 4.4ha
建築物等の用途の制限		<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(2) 公衆浴場</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(6) ホテル又は旅館</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 床面積の合計が 15 m² を超える畜舎</p> <p>(9) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(10) 倉庫で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m² を超えるもの</p> <p>(11) 公会堂又は集会場</p> <p>(12) 展示場</p> <p>(13) 共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が 25 m² 以下のもの</p> <p>(14) 病院</p> <p>(15) 建築基準法別表第2（に）の項第2号に掲げる工場</p> <p>(16) 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m² を超えるもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの</p> <p>(17) 事務所で、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m² を超えるもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの</p> <p>(18) 前各号に掲げる建築物以外で、床面積の合計が 1,000 m² を超えるもの（優れた地域環境の創出に特に寄与すると市長が認めたものを除く。）</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(2) 公衆浴場</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(6) ホテル又は旅館</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 床面積の合計が 15 m² を超える畜舎</p> <p>(9) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(10) 倉庫で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m² を超えるもの</p> <p>(11) 公会堂又は集会場</p> <p>(12) 展示場</p> <p>(13) 共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が 25 m² 以下のもの</p> <p>(14) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿（全ての居室の外部建具が遮音性能 T-1 等級（JIS 規格）と同等以上の性能のものを除く。）</p> <p>(15) 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m² を超えるもの</p> <p>(16) 前各号に掲げる建築物以外で、床面積の合計が 1,000 m² を超えるもの（優れた地域環境の創出に特に寄与すると市長が認めたものを除く。）</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(2) 公衆浴場</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(6) ホテル又は旅館</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 床面積の合計が 15 m² を超える畜舎</p> <p>(9) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(10) 倉庫で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m² を超えるもの</p> <p>(11) 公会堂又は集会場</p> <p>(12) 展示場</p> <p>(13) 共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が 25 m² 以下のもの</p> <p>(14) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿（全ての居室の外部建具が遮音性能 T-1 等級（JIS 規格）と同等以上の性能のものを除く。）</p> <p>(15) 前各号に掲げる建築物以外で、床面積の合計が 1,000 m² を超えるもの（優れた地域環境の創出に特に寄与すると市長が認めたものを除く。）</p>

2 計画図



地区計画区域 (地区整備計画区域)	地区施設	地区の区分
	道路 (幅員 5 m)	A 地区
	道路 (幅員 5 ~ 6 m)	B 地区
	道路 (幅員 6 m)	C 地区

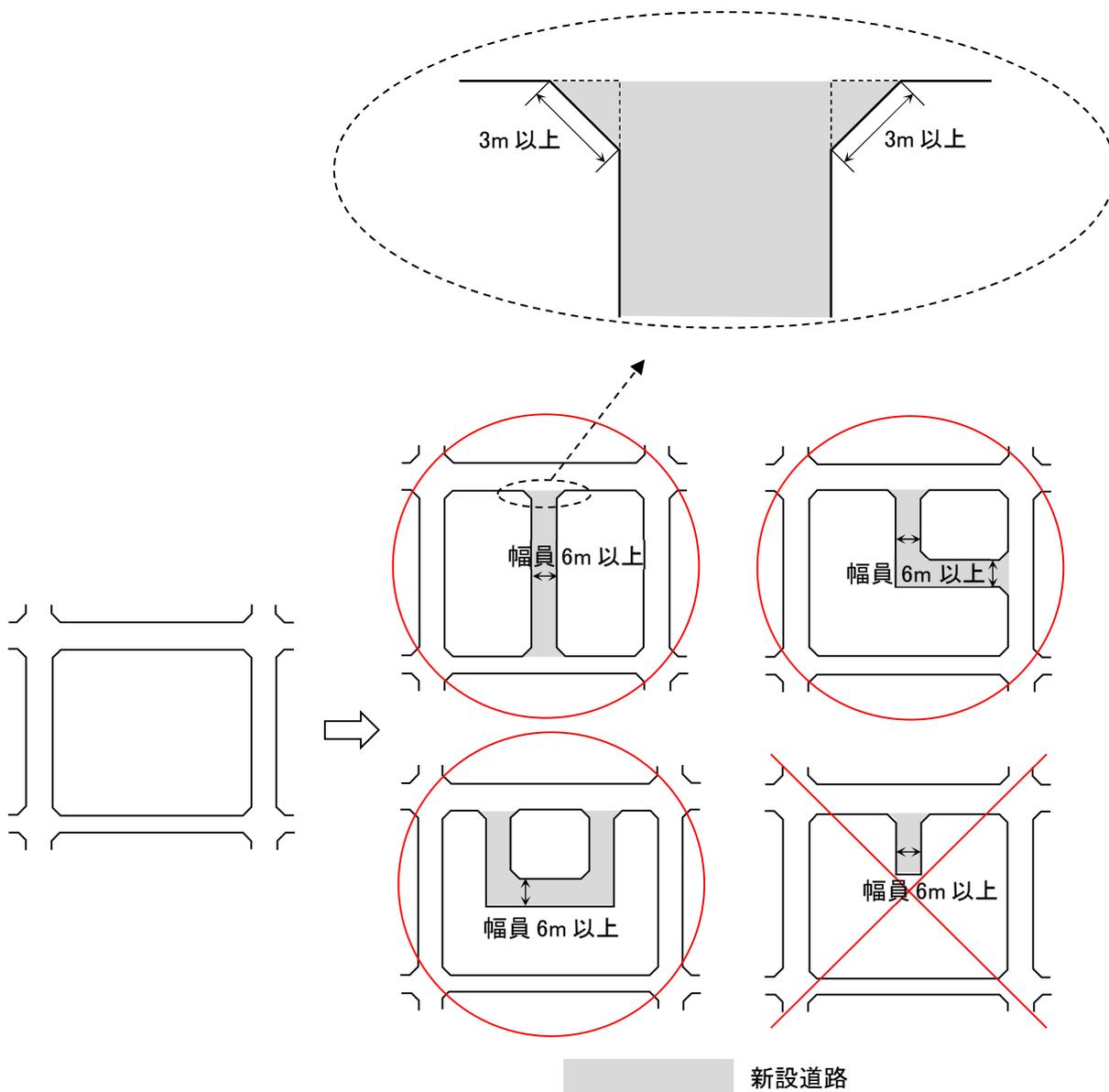
第3章 建築物等の用途の制限に関する認定

1 認定基準

優れた地域環境の創出に特に寄与するものとして市長が認める基準は、以下のア～コのとおりとする。

ア 新設道路

道路を新設する場合、原則として、幅員は6 m以上、形態は袋路状以外のものとし、道路が交差する場所においては、角地の隅角に向かい合う対辺の長さ3 m以上の二等辺三角形の部分を含むすみ切りを設けること。

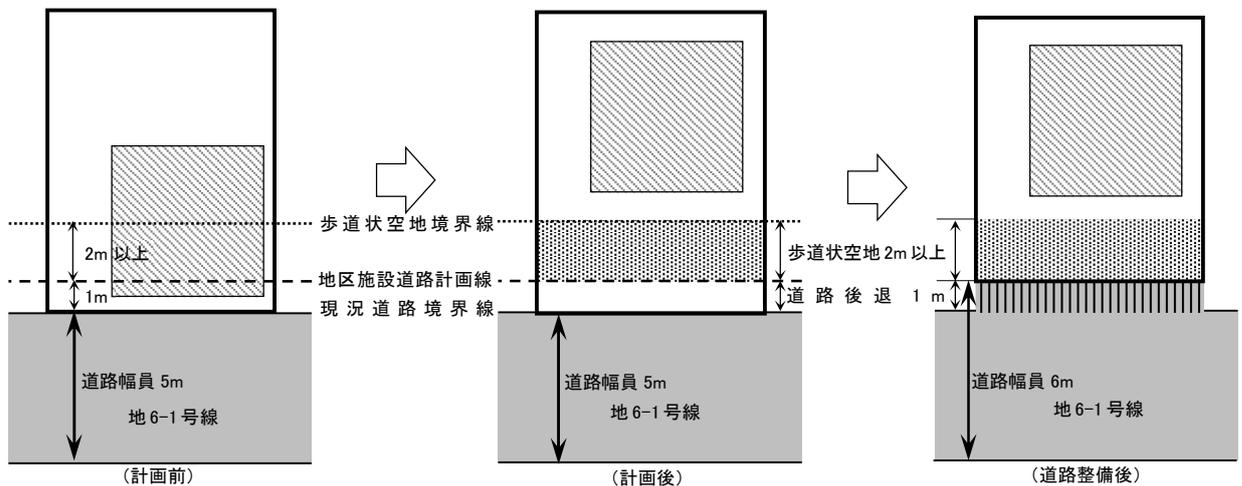


イ 歩道状空地（C地区限定）

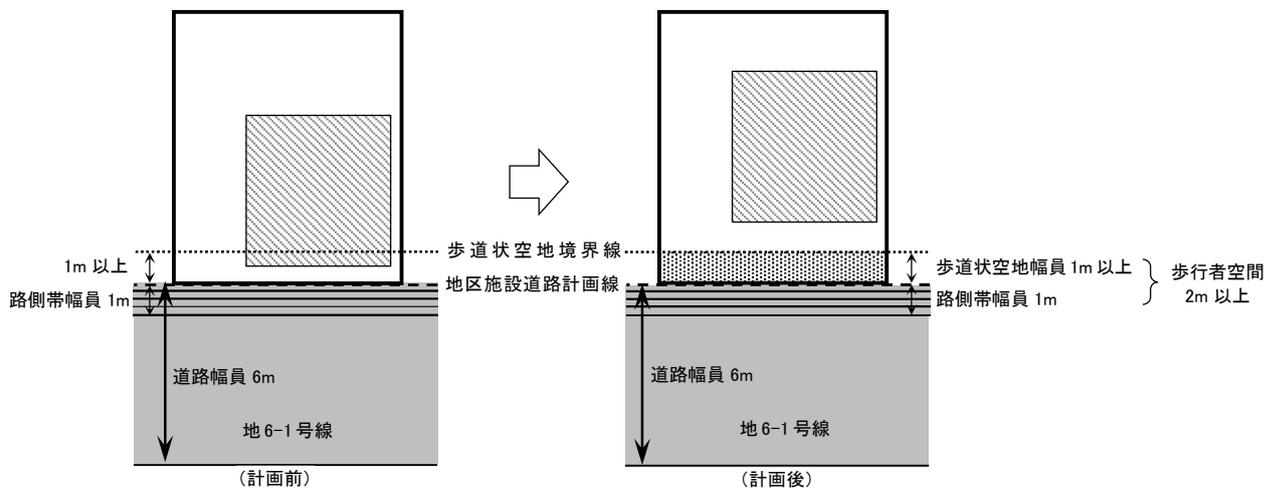
敷地が地区施設道路 5-2 号線又は同 6-1 号線に接する場合、地区周辺道路の交通量増加を考慮し、交通の円滑化と安全を確保するため、原則として、当該地区施設道路計画線（敷地が地区施設道路 5-2 号線に接する場合で、項目ウ「良好な道路環境の創出」 a の規定に基づき、当該地区施設道路に沿って幅員 1 m 以上セットバックし、道路として整備を行う場合は、当該道路境界線）に沿って歩道状空地を設け、各道路の歩行者空間（歩道及び路側帯など歩行者の通行の用に供し、車道と分けて区画されたもの）と連続させることで、合わせて幅員 2 m 以上の歩行者空間を確保すること。

ただし、開発行為等において当該道路を幅員 8 m 以上に拡幅する場合は、この限りではない。

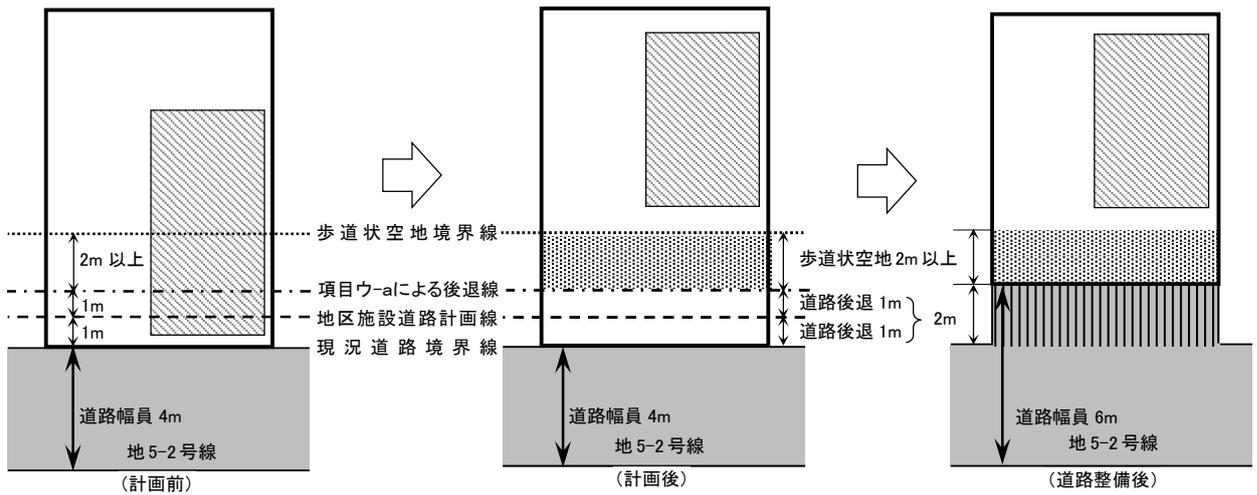
【例：敷地が地区施設道路 6-1 号線（歩道なし、路側帯なし）に接する場合】



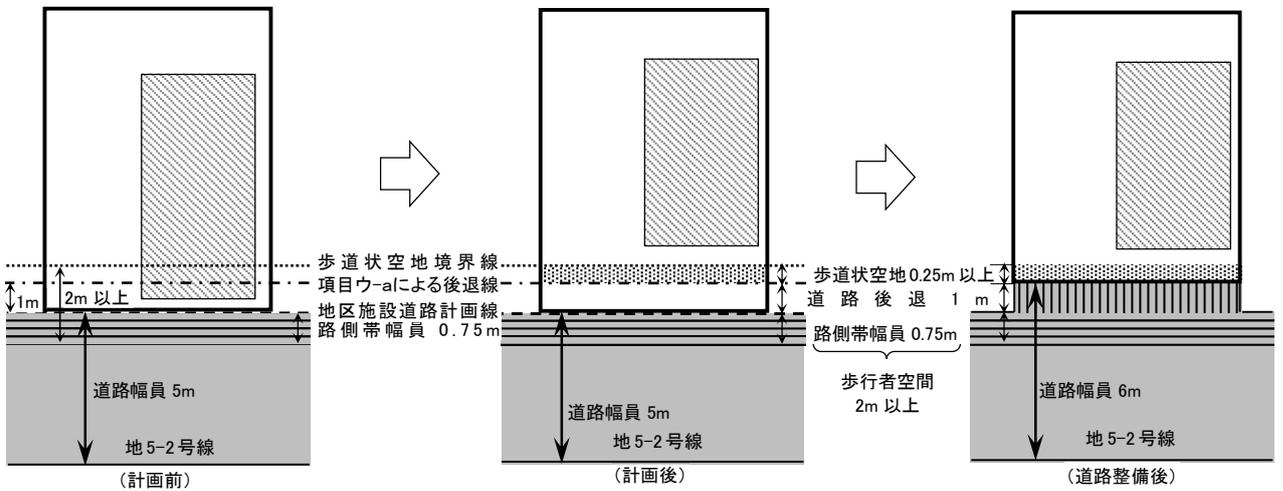
【例：敷地が地区施設道路 6-1 号線（歩道なし、路側帯 1m あり）に接する場合】



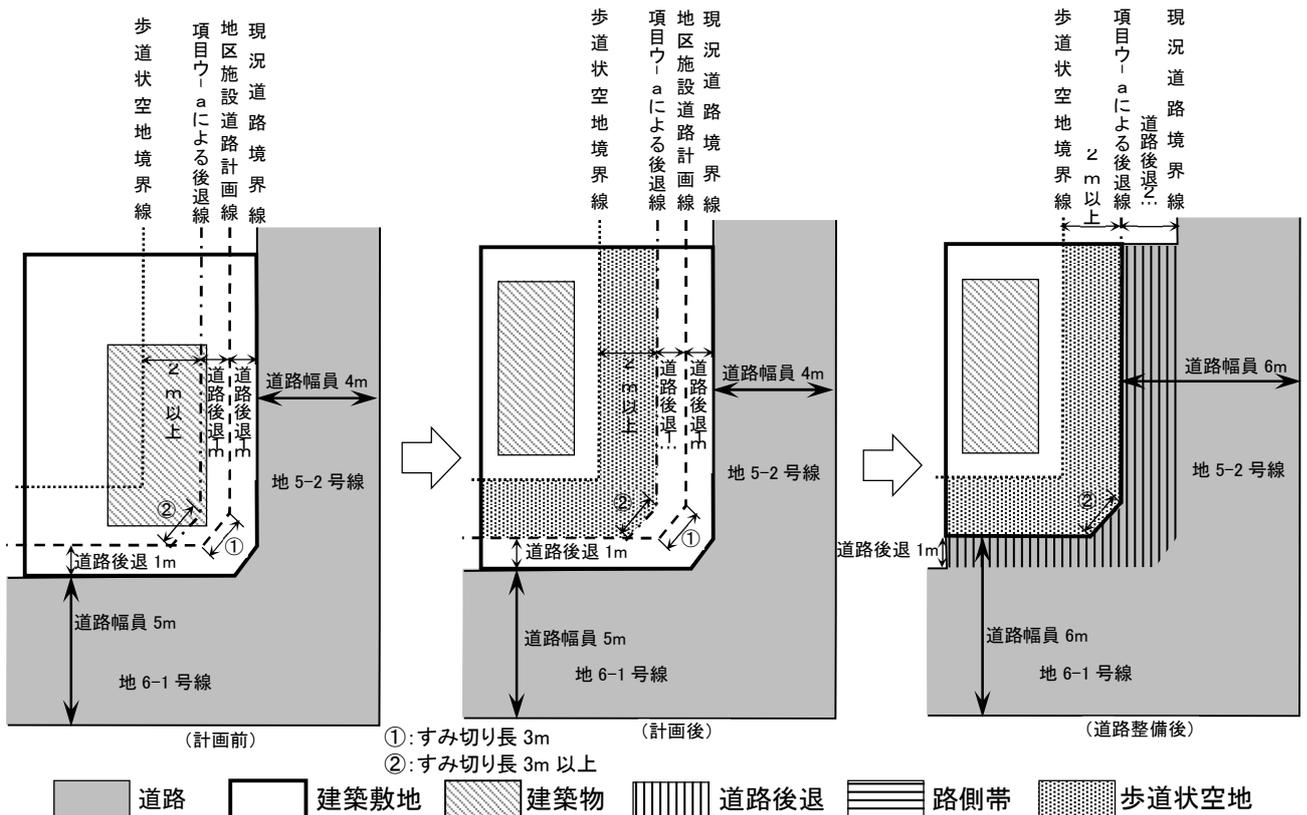
【例：敷地が地区施設道路 5-2 号線（歩道、路側帯なしの場合）に接する場合】



【例：敷地が地区施設道路 5-2 号線（歩道なし、路側帯 0.75m ありの場合）に接する場合】



【例：敷地が地区施設道路 5-2 号線、同 6-1 号線（共に歩道、路側帯なしの場合）に接する場合】



ウ 良好な道路環境の創出

地域の交通の円滑化と安全を確保するため、a～cに掲げる条件を満たすこと。

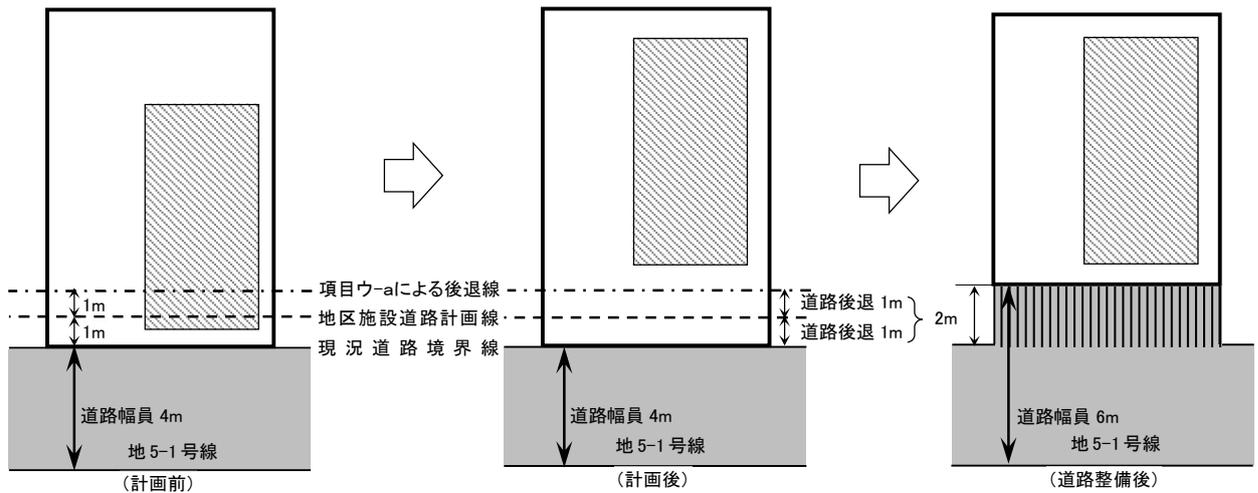
a 敷地が、地区施設道路 5-1 号線、同 5-2 号線又は同 5-3 号線に接する場合

原則として、幅員 6 m 以上の道路空間を確保するため、当該地区施設道路境界線に沿って幅員 1 m 以上セットバックし、道路として整備を行うこと。

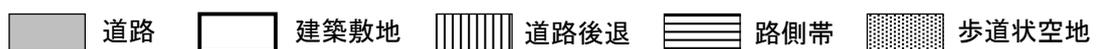
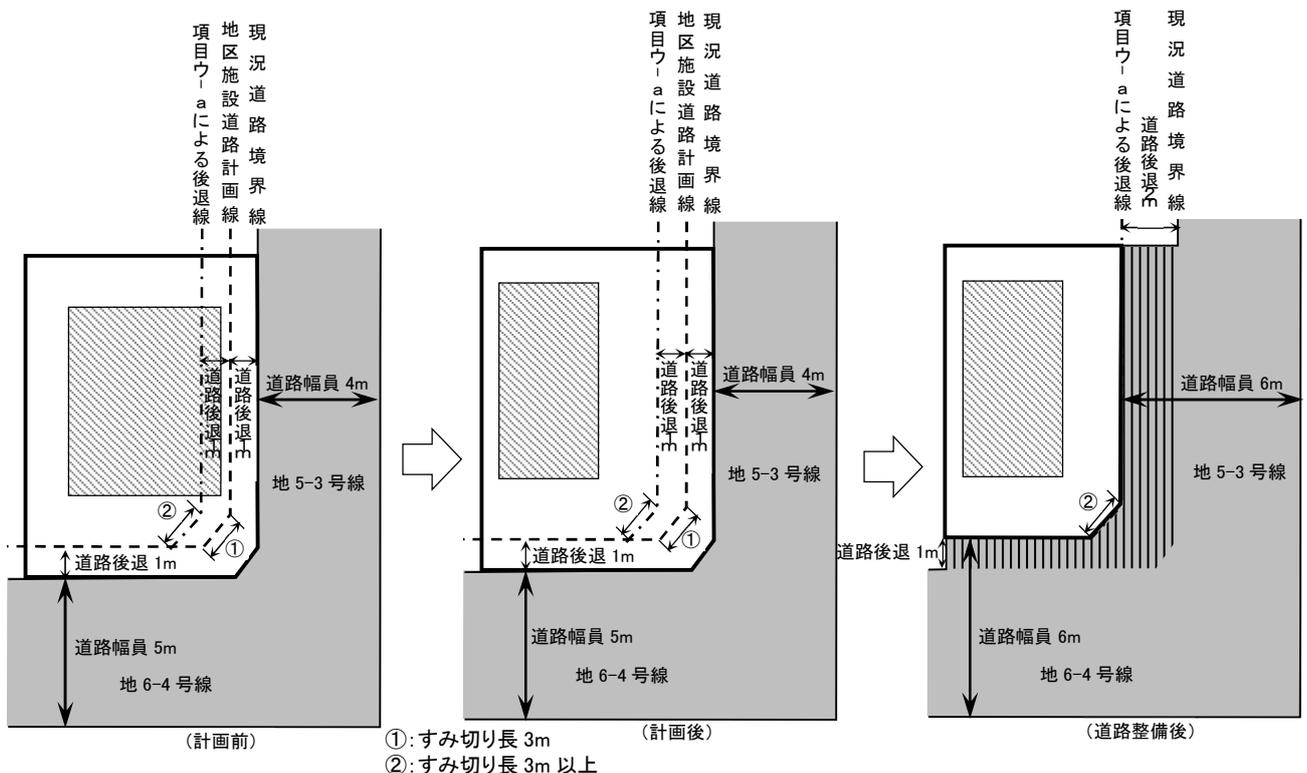
また、道路が交差する場所においては、角地の隅角に向かい合う対辺（底辺）の長さ 3 m 以上の二等辺三角形の部分をも道路に含むすみ切りを設けること。

なお、整備した道路については、大和市に寄附又は帰属すること。

【例：敷地が地区施設道路 5-1 号線に接する場合】

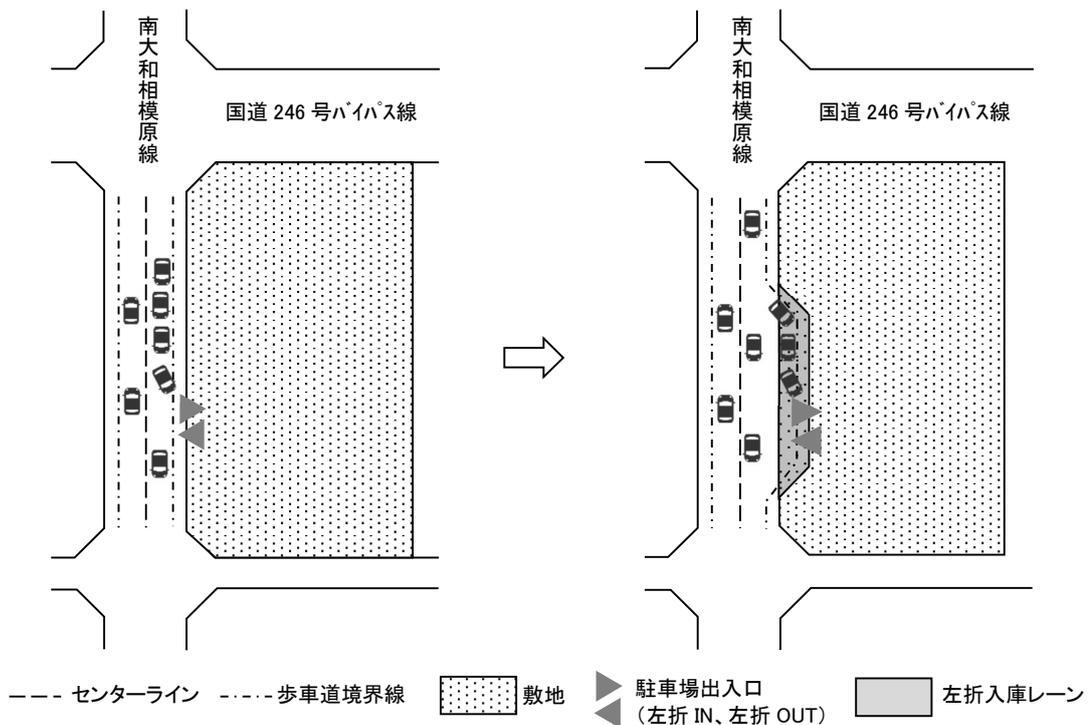


【例：敷地が地区施設道路 5-3 号線及び同 6-4 号線に接する場合】



- b 建築物の用途が、店舗、飲食店その他これらに類するもの（以下「店舗等」という。）で、都市計画道路 3・2・1 号国道 246 号大和厚木バイパス線又は同 3・4・2 号南大和相模原線に駐車場出入口を設置する場合（B 地区、C 地区限定）

駐車場入庫のための左折専用レーンや滞留スペースを設置するなど渋滞対策を行い、周辺道路網に与える交通負荷を最小限にすること。



- c 敷地面積が 5,000 m²以上の場合

敷地に接する道路の整備だけでなく、敷地に近接する公道についても再整備の検討を行うこと。その際、想定交通量を勘案して道路構造等を検討し、その内容を基に警察等と協議を行うこと。

エ 緑地帯（C地区限定）

「中央の森」との緑の調和及び景観に配慮し、原則として、歩行者空間に沿って幅員 1 m 以上の緑地帯を設けること。

オ 緑化率の最低限度

建築物の敷地（地区施設道路及び歩道状空地部分を除く）面積に応じて、以下に定める数値以上の緑地を確保すること。面積の算出方法は、都市緑地法施行規則第9条に定める以下のa～fに加えてgの方法により算定する。

敷地面積	緑化率の最低限度
500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	敷地面積の 10%
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	敷地面積の 15%
3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	敷地面積の 18%
10,000 m ² 以上	敷地面積の 20%

a 樹木

以下の3通りの算出方法のうちいずれかの方法により算出（すべて植栽時のもので算出する。）

- ① 樹木ごとの樹冠の水平投影面積（多角形、楕円形等で算出）
- ② 樹高に応じた「みなし樹冠」の水平投影面積

樹木の種類	植栽時の樹高	みなし樹冠の半径	水平投影面積
中 木	1 m以上2.5m未満	1.1m	3.7994m ²
中高木	2.5m以上4 m未満	1.6m	8.0384m ²
高 木	4 m以上	2.1m	13.8474m ²

※樹木の樹高が1 m未満のものは対象外とする。

※みなし樹冠が重複する場合やみなし樹冠の一部が敷地外にある場合、当該部分を面積に計上することはできない。

- ③ 一定の要件を満たす植栽基盤の水平投影面積

満たすべき植栽密度以上で植栽されており、かつ、その部分の形状やその他の条件に応じて適切な配置で植栽されている場合は、樹木が育成するための植栽基盤（土壌等）の水平投影面積を緑化施設の面積とする。

$$A \leq 18T1 + 10T2 + 4T3 + T4$$

A：当該部分の水平投影面積（m²）

T1：樹高4m以上の樹木本数

T2：樹高2.5m以上4m未満の樹木本数

T3：樹高1m以上2.5m未満の樹木本数

T4：樹高1m未満の樹木本数

(例) 5.5m²の植栽基盤に、樹高が1 m未満の樹木が6本以上か、2 mの樹木1本と1 m未満の樹木2本以上が適切に植栽していれば、5.5 m²を緑化施設の面積とすることが出来る。

b 芝、その他の地被植物

芝、コケなどで表面が被われている部分の水平投影面積

※実際に被われている部分のみを算出、生育基盤があるだけでは不可。

c 花壇、その他これらに類するもの

草花、その他これらに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている（明確に区画分けされている）部分の水平投影面積

※竣工時に1㎡あたり10株以上の生育が確認可能で、1年のうち6か月以上、地上部分に目視で植栽が確認できる状況であること（球根、種子の状態は確認できないため不可）。家庭菜園等も可能であるが、業として野菜等の収穫を行うものは面積に含めない。

※花壇の基礎部分（CBなど）は含まない。（fで算出可）

d 壁面緑化

緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計

e 水流、池、その他これらに類するもの

樹木や植栽と一体となって自然的環境を形成するものについてその水平投影面積を緑化施設面積とする。

f 上記区分に附属して設けられる園路、土留、その他の施設

a～eの施設に附属して設けるものについては、それらの面積の4分の1を超えない範囲の水平投影面積まで算入することが出来る。

g 特定緑化面積の加算

特定の緑化方法を推進するため、次の緑化をした場合は、それぞれに定める面積の合計を、確保すべき緑化の面積の2分の1までの範囲内で加算することができるものとする。

- ① 接道部（道路に接する部分（道路に接続して歩道状空地がある場合は、歩道状空地に接する部分）から概ね5mの範囲内）に低木（植栽時樹高0.3m以上）を植栽した場合、1本につき1㎡
- ② 接道部に中木（植栽時樹高1m以上）を植栽した場合、1本につき3㎡
- ③ 接道部に中高木（植栽時樹高2.5m以上）を植栽した場合、1本につき5㎡
- ④ 接道部に高木（植栽時樹高4m以上）を植栽した場合、1本につき10㎡
- ⑤ 芝生広場など緑を活用したオープンスペース（一箇所あたりの面積が100㎡以上の場合に限る）を設置した場合、1㎡につき2㎡

★加算面積一覧表

緑化の種類	加算面積	備考
低木	1 m ² / 1 本	植栽時の樹高が0.3m以上 1 m未満
中木	3 m ² / 1 本	植栽時の樹高が 1 m以上2.5m未満
中高木	5 m ² / 1 本	植栽時の樹高が2.5m以上 4 m未満
高木	10m ² / 1 本	植栽時の樹高が 4 m以上
緑のオープンスペース	2 m ² / 1 m ²	面積100m ² 以上

(例) 芝生広場200m²を設置する場合、bに基づく水平投影面積200m²に、g-⑤に基づく200m²×2=400m²が加算され、合計600m²を緑化施設面積とすることができる。

カ 間口緑視率の確保

道路から見える範囲の敷地内緑化を推進するため、敷地の道路に面する部分の間口緑視率を15%以上とすること。

ただし、敷地の規模、形状及び建築物の用途等に照らして利用上やむを得ない場合はこの限りではない。その場合でも、可能な限り接道部の敷地内緑化に努めるものとする。

また、「間口緑視率」の定義は以下のとおりとする。

a 間口緑視率の定義

間口緑視率とは、道路境界領域における、道路から見える植栽の量を示したものをいい、以下の算定方法で算出する。

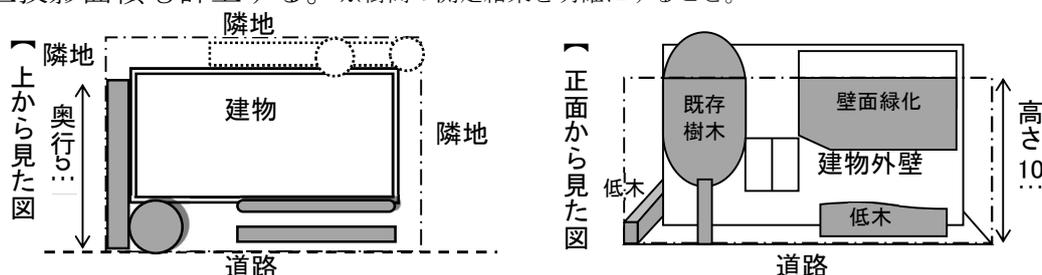
$$\text{間口緑視率 (\%)} = \text{緑視面積 (m}^2\text{)} \div \text{緑化対象立面積 (m}^2\text{)} \times 100$$

b 緑視面積

① 緑視面積に算入できる植栽の位置

緑視面積に算入できる植栽の位置は、道路境界線（道路に接続して歩道状空地がある場合は、歩道状空地に接する部分をいう。以下、同じ）からの目視が可能で、道路境界線からの奥行5 m以内かつ道路面（境界線付近の道路区域側）からの高さが10m以内の部分とする。

換算値を超えるサイズの既存樹木を保存する場合は、高さ10m以上*の鉛直投影面積も計上する。*樹高の測定結果を明確にすること。



② 緑視面積算定方法

緑視面積は以下の算定方法で算出する。

$$\text{緑視面積 (m}^2\text{)} = \text{植栽見附面積合計 (m}^2\text{)} + \text{壁面緑化等面積 (m}^2\text{)} - \text{控除面積 (m}^2\text{)}$$

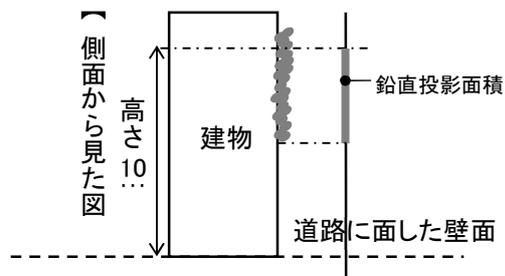
③ 植栽見附面積

植栽時の寸法に応じて、下表の換算値を使用する。換算値を超えるサイズの高木を植える場合及び既存樹木を保存する場合は、実寸の鉛直投影面積を計上することができる。ただし、鉢植え等移動可能なものは除く。

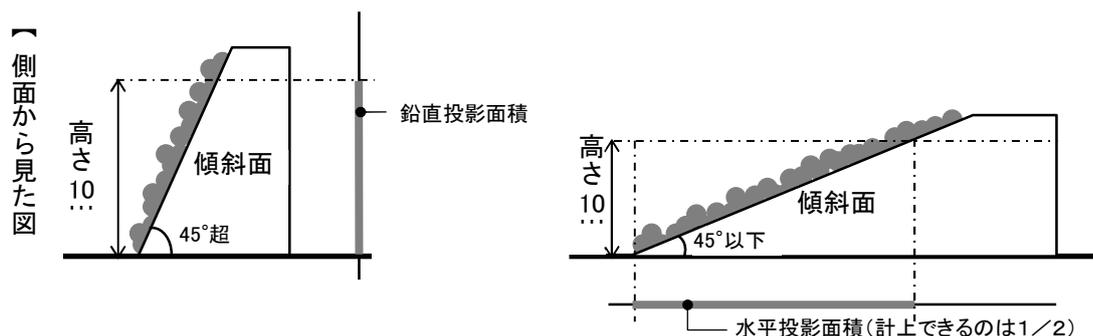
	低木	中木	中高木	高木
種類	● 植栽時の樹高が 0.3m以上	● 植栽時の樹高が 1m以上 ● 通常の成木時の 樹高が 2.5m以上	● 植栽時の樹高が 2.5m以上 ● 通常の成木時の 樹高が 4m以上	● 植栽時の樹高が 4m以上 ● 通常の成木時の 樹高が 6m以上
換算値	0.3m { 0.6m 0.2 m ² /本	1m { 2.2m 2.2 m ² /本	2.5m { 3.2m 8 m ² /本	4m { 4.2m 16.8 m ² /本

④ 壁面緑化等面積

壁面緑化は、当該道路境界線に面した壁面で、高さ 10m 以内の範囲の鉛直投影面積を計上する。



また、傾斜面に設置する場合は、その傾斜面の傾斜角が 45 度を超える場合は鉛直投影面積を、45 度以下の場合は水平投影面積の 2 分の 1 を計上することができる。



ただし、計上できるのは、確保すべき緑視面積の 2 分の 1 までとする。

⑤ 控除面積

透過性のない塀等*により遮蔽され当該道路側から視認できない部分(電柱等は除く)、樹木等の重複面積は緑視面積から控除する。

※移動不可能で固定された工作物等に限る。

c 緑化対象立面積

緑化対象立面積は以下の算定方法で算出する。

$$\text{緑化対象立面積 (m}^2\text{)} = \text{敷地間口長さ (m)} \times \text{高さ 10 (m)}$$

敷地間口長さは、道路境界線に面する部分の長さとする。

d 留意事項

植栽については、既存樹木の積極的な保全に努めることとする。また、当該道路境界線に面する部分に設けた生垣又は透視可能なフェンス等に沿って緑化を施したものについては、緑視面積に算入できるものとする。

キ 営業に伴う騒音や振動（B地区限定）

建築物の用途が、店舗等又は事務所の場合、営業に伴い著しい騒音や振動が発生することが想定される建築物は計画しないこと。また、騒音規制法、振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例による騒音及び振動に係る規制基準を遵守するとともに、騒音や振動対策により周辺の住環境や風紀に十分配慮すること。

ク 営業に伴う臭気（B地区限定）

建築物の用途が、店舗等又は事務所の場合、営業に伴い著しい臭気が発生することが想定される建築物は計画しないこと。また、悪臭防止法による悪臭原因物の排出の規制基準を遵守すること。さらに、神奈川県生活環境の保全等に関する条例による悪臭に関する規制基準も遵守し、排気フード等の排気口の設置位置の工夫や排気脱臭装置の設置等の臭気対策により周辺の住環境や風紀に十分配慮すること。

ケ 環境に優しい街づくりへの貢献

「大和市環境基本計画」及び「大和市地球温暖化対策実行計画」と国の「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の趣旨・目標を踏まえ、太陽光発電設備等の設置や再生可能エネルギー由来電力への切り替え、EV 充電設備の設置、建築物の ZEH・ZEB 化など、温室効果ガスの排出量削減に寄与すること。

a 敷地内に駐車場を設置する場合

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例第 95 条」に基づき、駐車場管理者は、駐車場利用者に対しアイドリングストップを指導すること。

なお、駐車場面積が 500 m²以上の場合、アイドリングストップ対策について、市と協議すること。

コ 災害に強い街づくりへの貢献（B地区、C地区限定）

建築物の用途が店舗等又は事務所の場合、災害時に施設利用者及び地域住民が安心して避難できるよう「避難収容」及び「物資供給」等に関する大和市との災害時応援協定や自治会との防災に関する覚書を締結するなど、地域防災に努めること。

2 特例の認定

以下に掲げるいずれかの事項に該当する場合、「1 認定基準」に掲げる項目ア～コを満たしていない場合であっても、特例的に市長は認めることができる。

ア 既存の建築物及び建築物の敷地に対する認定

都市計画法第 20 条第 1 項の規定による告示日（以下「告示日」という。）に現に存する建築物若しくは建築物の敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくは建築物の敷地について、以下に掲げる範囲内で増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合。

a 増築又は改築の場合の範囲

- ① 増築又は改築が告示日における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が告示日における敷地面積に対してそれぞれ法第 52 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項並びに法第 53 条の規定に適合すること。
- ② 増築後の床面積の合計は、告示日における床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。
- ③ 用途の変更を伴わないこと。

b 大規模の修繕又は大規模の模様替の場合の範囲

- ① 用途の変更を伴わないこと。

イ 総合的判断による認定

以下に掲げるいずれかの取組みを行う場合。

- a 「1 認定基準」に掲げる項目ア～コにおいて、特に優れた取組み。
- b 「1 認定基準」に掲げる項目ア～コ以外で、「中央の森」の豊かな緑と賑わいが調和した魅力ある街並みの充実を図り、安心・安全・快適な地域環境の形成・保全に特に寄与すると認められる取組み。

第4章 認定の手続

建築物等の用途の制限に関する認定を受けようとするものは、以下に定める手続を行わなければならない。認定手続の流れ及びその他の法令等に基づく手続との関係は「11 手続フロー」に示す。

なお、申請・届出等の書類は、特に記載のないものは「まちづくり推進課」へ提出すること。

1 事前相談

計画の変更が可能な時期までに、市に事前相談を行うこと。事前相談にあたっては、「13 必要書類」に示す資料一式を添付し、市へ提出すること。

事前相談終了後、市は事前相談確認書（様式 14）を交付する。

2 事前協議

「1 事前相談」を経た上で、計画の変更が可能な時期までに市と事前協議を行うこと。事前協議にあたっては、事前相談確認書の意見について検討した上で「13 必要書類」に示す資料一式を添付し、市へ提出すること。

3 街づくり推進会議（分科会）

市は、「2 事前協議」に係る計画について、有識者で構成される街づくり推進会議（分科会）の意見を聴くものとする。

認定を受けようとするものは、本会議に参加して計画概要及び近隣住民説明等の結果を説明すること。

市は、本会議の結果を踏まえた上で事前協議済書（様式 15）を交付する。

4 認定申請

「3 街づくり推進会議（分科会）」を経た上で、市へ認定申請すること。認定申請にあたっては、事前協議済書の意見について検討した上で「13 必要書類」に示す資料一式を添付し、市へ提出すること。

認定審査完了後、市は認定通知書（様式 16）を交付する。

5 その他の法令等に基づく手続関係

「4 認定申請」に係る資料一式及び認定通知書の写しを、まちづくり計画課へ行う地区計画の届出（都市計画法第 58 条の 2 第 1 項）及び開発事業に関する協議（大和市開発事業の手続及び基準に関する条例第 22 条第 1 項）並びに建築主事又は指定確認検査機関へ行う建築確認の申請（法第 6 条第 1 項）に添付すること。

6 完了届

工事の完了後7日以内に、認定を受けた建築物の認定に係る内容について完了届(様式9)を市へ提出すること。

7 完了検査

完了届を受理した後、市は、建築物が認定申請どおりに施工され、認定基準に適合しているか検査するものとし、認定基準に適合している場合は、検査済証(様式17)を交付する。

8 申請者の変更

申請者の氏名、住所に変更がある時は、申請者変更届(様式10)を市へ提出すること。

9 認定に係る計画の変更

認定通知書の交付後、認定に係る事項の変更等を行おうとする場合は、事前に市と協議し、用途認定に係る記載事項の変更届(様式11)に認定通知書の写し、変更内容がわかる書類、その他必要な書類を添えて市へ提出すること。

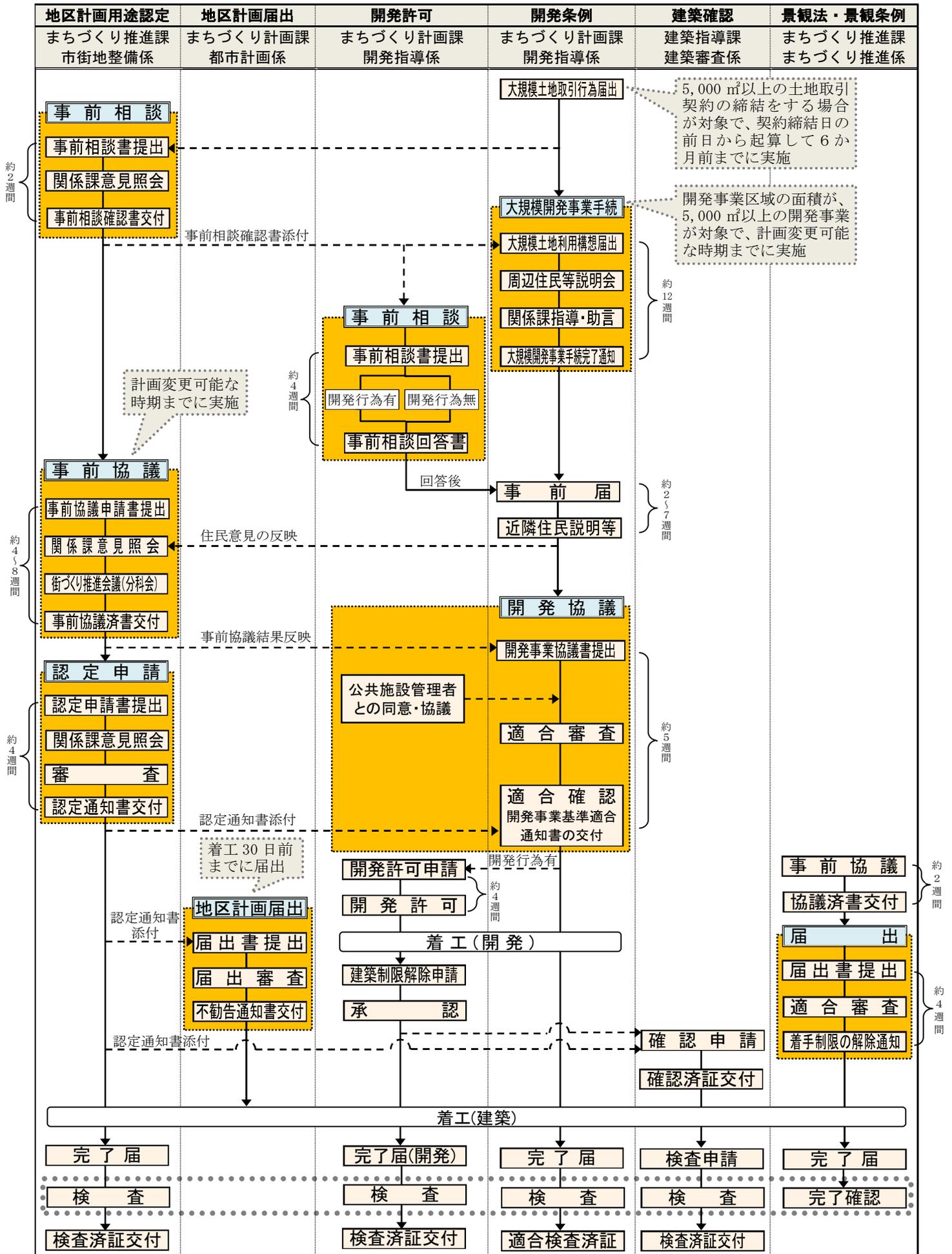
市は、認定に係る事項の変更等(軽微な変更を除く。)について、街づくり推進会議(分科会)へ報告するものとする。

10 取下げ

認定等に係る計画を中止する場合は、取下届(様式12)を市へ提出すること。

11 手続フロー

【認定に係る手続の流れ及びその他の法令等に基づく手続との関係】



12 市関係課

「1 事前相談」、「2 事前協議」及び「4 認定申請」において、地区の区分及び建築物の用途に応じて、まちづくり推進課から関係課に意見照会を行い、意見取りまとめのうえ、意見書を交付する。ただし、「4 認定申請」においては、意見書の交付はしない。

対象建築物及び市関係課は次表のとおりである。

【項目別対象建築物及び関係課一覧表】

番号	項目	認定基準 該当ページ	対象建築物※			市関係課
			A地区	B地区	C地区	
ア	新設道路	P4	全て	全て	全て	まちづくり推進課 まちづくり計画課 道路管理課
イ	歩道状空地	P5			全て	まちづくり推進課 まちづくり計画課 道路整備課
ウ	良好な道路環境の創出	P7	全て	全て	全て	まちづくり推進課 まちづくり計画課 道路管理課
エ	緑地帯	P8			全て	まちづくり推進課
オ	緑化率の最低限度	P9	全て	全て	全て	まちづくり推進課
カ	間口緑視率の確保	P11	全て	全て	全て	まちづくり推進課
キ	営業に伴う騒音や振動	P13		店舗等、 事務所		環境・公害対策課
ク	営業に伴う臭気	P13		店舗等、 事務所		環境・公害対策課
ケ	環境に優しい街づくりへの貢献	P14	全て	全て	全て	環境総務課 環境・公害対策課
コ	災害に強い街づくりへの貢献	P14		店舗等、 事務所	店舗等、 事務所	危機管理課

※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。

13 必要書類

認定を受けようとするものは、「1 事前相談」、「2 事前協議」及び「4 認定申請」の各手続において、次に掲げる書類を市へ提出すること。部数は、正副2部に加えて協議が必要な市担当課数分（まちづくり推進課分を除く）とする。

【必要書類及び様式一覧表】

様式	書類	備考	事前 相談	事前 協議	認定 申請	適宜
1	事前相談書		○	-	-	-
2	事前協議申請書		-	○	-	-
3	認定申請書		-	-	○	-
4	計画概要書		○	○※1	○※2	-
任意	案内図	・方位、道路及び目標となる地物を表示 ・縮尺 1/2,500 以上	○	○※1	○※2	-
任意	現況写真		○	○※1	○※2	-
任意	配置図（土地利用計画図）	・縮尺 1/100 程度 ・道路の位置、形状及び幅員を表示	○	○※1	○※2	-
任意	平面図	・各階 1/50 程度	○	○※1	○※2	-
任意	立面図	・2面以上 ・縮尺 1/50 程度	○	○※1	○※2	-
任意	外構図（緑化計画図）	・縮尺 1/100 程度 ・緑化施設の位置、種類、面積及び高さを表示	○	○※1	○※2	-
任意	交通処理計画書	・B又はC地区内に店舗等を建てる場合 ・駐車場出入口、交通動線、滞留スペース、収容台数、ピーク時入出庫台数及び搬入経路等を表示 ・誘導員、案内表示の配置等交通整理方針を記載	○	○※1	○※2	-
5	緑化率及び間口緑視率計算書		○	○※1	○※2	-
任意	公害及び環境問題対策計画書	・騒音、振動、臭気に関する配慮・対策を記載 ・温室効果ガスの排出量削減対策を記載	○	○※1	○※2	-
任意	地域防災協力計画書	・地域防災に関する取組方針を記載	○	○※1	○※2	-
任意	居室の外部建具の遮音性能が分かる資料	・B又はC地区内に、住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する建築物を建てる場合 【外部建具の遮音性能が分かる資料例】 ・T-1等級と同等以上であることが分かるカタログ ・一般社団法人日本サッシ協会にて公開している性能情報に T-1 等級と同等以上である製品を使用することを明記したもの ・T-1等級と同等以上であることが分かる試験成績書 等	○	○※1	○※2	-
任意	その他認定に係る計画内容が分かる資料一式	・認定に係る計画内容について、配置図、平面図、立面図及び外構図等への記載でも可	○	○※1	○※2	-
6	検討結果報告書	・事前相談又は事前協議における市の意見を受けての検討内容、検討結果及び理由を記載		○	○	-
7	誓約書		-	-	○	-
8	維持管理責任者選任変更届	・認定物件の維持管理責任者を選任又は変更する場合	-	-	○	○
9	完了届	・認定物件に係る工事が完了した場合	-	-	-	○
10	申請者変更届	・認定を受けようとするものの氏名、名称又は住所に変更があった場合	-	-	-	○
11	記載事項の変更届	・認定に係る事項の変更等を行う場合	-	-	-	○
12	取下届		-	-	-	○
13	チェックリスト		○	○	○	-
14	事前相談確認書	・回答日記入済みのものの写しを添付	-	○		-
15	事前協議済書	・協議日記入済みのものの写しを添付	-	-	○	-
16	認定通知書	・写しを他法令に基づく手続に添付	-	-	-	-
17	検査済証		-	-	-	-
任意	委任状	・代理人申請の場合	○	○	○	-

※1 事前相談時の内容から変更が無い場合は提出不要。
 ※2 事前協議時の内容から変更が無い場合は提出不要。

第5章 維持管理

1 維持管理

認定を受けたものは、当該認定に係る物件（以下、「認定物件」という。）が常時認定基準の項目を満たすよう、適切に維持管理を行うこと。

2 維持管理の誓約

認定を受けようとするものは、認定申請書（様式3）とともに用途認定に係る誓約書（様式7）及び維持管理責任者選任変更届（様式8）を提出すること。維持管理責任者を変更する際は、その都度、維持管理責任者選任変更届を提出すること。

3 維持管理の責務

認定物件の譲渡、若しくは賃貸借等を行う場合は、所有者（新築時にあっては建築主）及び譲受人は以下の責務を負うものとする。

ア 第三者への転売、譲渡、又は賃貸借等について

所有者（新築時にあっては建築主）及び認定物件に関わる宅地建物取引業者は、売買契約書（賃貸借の場合は賃貸借契約書）、重要事項説明書、管理規約、パンフレット及び広告等に本地区計画の義務を明記し、購入者又は賃貸借契約者等に十分周知すること。

イ 維持管理の業者委託について

所有者（新築時にあっては建築主）が、認定物件の維持管理を業者に委託する場合、管理委託契約書等に認定物件の適切な維持管理に関する事項を明記すること。また、所有者（新築時にあっては建築主）は、管理委託契約書に基づき、店舗等の適切な維持管理を委託業者に対して遵守させること。

ウ 店舗等や事務所の営業形態の変更等について

店舗等や事務所の営業形態の変更等にあたり、認定を受けた際の要件を変更する場合は、変更内容に係らず事前に協議し、必要な手続を行うこと。

エ 認定図書の保管

所有者若しくは建築主又は維持管理責任者は、認定に係る申請書等の図書を保管すること。

様式集

受付欄		収 受	・ ・	担 当	係長・主幹	課長・参事
		決 裁	・ ・			
		施 行	・ ・			

年 月 日

**中央森林東側地区地区計画
建築物等の用途の制限に関する認定に係る事前相談書**

大和市長 殿

相談者 住所
氏名
電話 ()
〔法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

中央森林東側地区地区計画区域内における建築物等の用途の制限に関する認定を受けるにあたり、次のとおり事前相談します。この相談書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(1) 建築場所	大和市深見西				
(2) 敷地の概要	用途地域	第二種住居地域			
	地区計画	中央森林東側地区 (<input type="checkbox"/> A地区 <input type="checkbox"/> B地区 <input type="checkbox"/> C地区)			
(3) 行為の種別	建築物 (<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模修繕又は大規模模様替え)				
(4) 建築主の住所及び氏名	電話 ()				
(5) 代理人の住所及び氏名	電話 ()				
(6) 設計概要	(a) 建築物の用途	(b) 建築物の数	棟	(c) 建築物の最高の高さ	m
	申請部分	申請以外部分	合 計	敷地面積に対する割合	敷地面積に対する割合の限度
	(d) 敷地面積	m ²	m ²	m ²	敷地面積に対する割合
	(e) 建築面積	m ²	m ²	m ²	%
(f) 延べ面積 (容積率算定床面積)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	%	%
(7) 行為の期間	着手予定 年 月 日 ~ 完了予定 年 月 日				
※備考欄					

(注意) 1 (6)(f)欄の()内には、容積率の算定の基礎となる延べ面積を記入してください。
 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
 3 相談者の氏名(法人の場合にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

受付欄	収 受	・ ・	担 当	係長・主幹	課長・参事
	決 裁	・ ・			
	施 行	・ ・			

年 月 日

中央森林東側地区地区計画
建築物等の用途の制限に関する認定に係る事前協議申請書

大和市長 殿

申請者 住所
氏名
電話 ()

(法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

中央森林東側地区地区計画区域内における建築物等の用途の制限に関する認定を受けるにあたり、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(1) 建 築 場 所	大和市深見西				
(2) 敷 地 の 概 要	用 途 地 域	第二種住居地域			
	地 区 計 画	中央森林東側地区 (<input type="checkbox"/> A地区 <input type="checkbox"/> B地区 <input type="checkbox"/> C地区)			
(3) 行 為 の 種 別	建築物 (<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模修繕又は大規模模様替え)				
(4) 建 築 主 の 住 所 及 び 氏 名	電話 ()				
(5) 代 理 人 の 住 所 及 び 氏 名	電話 ()				
(6) 設 計 概 要	(a) 建 築 物 の 用 途	(b) 建 築 物 の 数	棟	(c) 建 築 物 の 最 高 の 高 さ	m
		申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	敷 地 面 積 に 対 する 割 合	敷 地 面 積 に 対 する 割 合 の 限 度
	(d) 敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²	
	(e) 建 築 面 積	m ²	m ²	m ²	%
(f) 延 べ 面 積 (容積率算定床面積)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	%	%
(7) 行 為 の 期 間	着手予定 年 月 日 ~ 完了予定 年 月 日				
(8) 調 整 状 況	事前相談時 (事前相談確認書 受付番号第 号) からの設計変更 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				
※ 備 考 欄					

- (注意) 1 (6)(f)欄の () 内には、容積率の算定の基礎となる延べ面積を記入してください。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。
3 申請者の氏名 (法人の場合にあっては、代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

受付欄	収 受	・ ・	担 当	係長・主幹	課長・参事
	決 裁	・ ・			
	施 行	・ ・			

年 月 日

中央森林東側地区地区計画
建築物等の用途の制限に関する認定に係る認定申請書

大和市長 殿

申請者 住所
氏名
電話 ()

(法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

中央森林東側地区地区計画区域内における建築物等の用途の制限に関する認定を受けるにあたり、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(1) 建築場所	大和市深見西				
(2) 敷地の概要	用途地域	第二種住居地域			
	地区計画	中央森林東側地区 (<input type="checkbox"/> A地区 <input type="checkbox"/> B地区 <input type="checkbox"/> C地区)			
(3) 行為の種別	建築物 (<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模修繕又は大規模模様替え)				
(4) 建築主の住所及び氏名	電話 ()				
(5) 代理人の住所及び氏名	電話 ()				
(6) 設計概要	(a) 建築物の用途	(b) 建築物の数	棟	(c) 建築物の最高の高さ	m
		申請部分	申請以外部分	敷地面積に対する割合	敷地面積に対する割合の限度
	(d) 敷地面積	m ²	m ²	m ²	
	(e) 建築面積	m ²	m ²	m ²	%
(f) 延べ面積 (容積率算定床面積)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	%	%
(7) 行為の期間	着手予定 年 月 日 ~ 完了予定 年 月 日				
(8) 調整状況	事前協議時 (事前協議済書 受付番号第 号) からの設計変更 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				
(9) 維持管理責任者の住所及び氏名	電話 ()				
※ 備考欄					

- (注意) 1 (6)(f)欄の () 内には、容積率の算定の基礎となる延べ面積を記入してください。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。
3 申請者の氏名 (法人の場合にあっては、代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(第二面)

(8) 認定に関する事項	エ	緑地帯幅員：	m	延長：	m	
	オ	緑化率の最低限度	緑化面積：	m ²	緑化率：	%
	カ	間口緑視率の確保	緑視面積：	m ²	間口緑視率：	%
	キ	営業等に伴う騒音や振動	騒音や振動の発生する設備等： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ）			
			対策概要			
	ク	営業等に伴う臭気	臭気の発生する設備等： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ）			
			対策概要			
	ケ	環境に優しい街づくりへの貢献	温室効果ガス排出量削減の取組み： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
			取組概要			
	コ	災害に強い街づくりへの貢献	防災に関する協定や覚書きの締結等の取組み： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
取組概要						
※	その他の取組み	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				
		取組概要				
(9) 添付先図書	<input type="checkbox"/> 事前相談書 <input type="checkbox"/> 事前協議申請書 <input type="checkbox"/> 認定申請書					

【様式5】緑化率及び間口緑視率計算書

②緑化率計算書（中央森林東側地区地区計画地区整備計画 - 「緑化率の最低限度」）

敷地面積		必要緑化面積																
m ²		m ²																
緑化施設	箇所番号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	小計
a	①樹冠	水平投影面積(m ²)																
	樹木(箇所毎)	植栽時樹高(m)																
	②みなし樹冠	本数(本)																
		樹冠重複部分面積(m ²)																
		水平投影面積(m ²)																
	③植栽基盤 ※1	A: 水平投影面積(m ²)																
		樹木本数(本)																
		T ₁ : 植栽時樹高4m以上																
		T ₂ : 植栽時樹高2.5m以上4m未満																
		T ₃ : 植栽時樹高1m以上2.5m未満																
		T ₄ : 植栽時樹高1m未満																
		植栽密度 $18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4 (\geq A)$																
	①~③の算出方法のうち最大となる面積(m ²)																	
b	芝等	面積口(m ²)																
c	花壇等	面積口(m ²)																
d	壁面緑化	面積口(m ²)																
e	水流等	面積口(m ²)																
f	付属施設 ※2	面積口(m ²)																
	緑化施設全体	緑化施設面積口(m ²)	a	樹木	b	芝等	c	花壇等	d	壁面緑化	e	水流等	f	付属施設				合計

緑化施設面積 m²

緑化率 %

緑化率の最低限度 5 %

≥

【様式5】緑化率及びび間口緑視率計算書

③間口緑視率計算書（中央森林東側地区地区計画認定基準 - 項目力「間口緑視率の確保」）

敷地面積長さ（接道長さ）		必要緑視面積																
m		m ²																
m		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	小計
緑化施設	箇所番号																	
緑化施設全体	実寸植栽見附面積 (m ²) ※2																	
	換算植栽見附面積 (m ²)																	
	樹木数 (本)																	
	植栽 ※1																	
壁面緑化 ※3 (道路面)	鉛直投影面積 (m ²)																	
	傾斜面 (傾斜角45度以下) の場合 ※4 水平投影面積 (m ²)																	
控除部分	透過性のない壁等 (電柱等は除く) により道路側から視認できない部分の面積 (m ²)																	
	樹木等の重複部分の面積 (m ²)																	
緑化施設		植栽	壁面緑化	控除部分	合計													
緑化施設全体		緑化面積 (m ²)																
緑化対象立面積		m ²	間口緑化率	%	≥	間口緑視率の最低限度	15 %											

中央森林東側地区地区計画
建築物等の用途の制限に関する認定に係る検討結果報告書

年 月 日

大和市長 殿

報告者 住 所
氏 名
電 話

中央森林東側地区地区計画区域内における建築物等の用途の制限に関する認定を受けるにあたり、 年 月 日付け事前相談確認書・事前協議済書（受付番号第 号）であった意見について、検討した結果を次のとおり報告します。

建築物の名称				
建築場所		大和市深見西		
意見内容		検討内容	検討結果	理由
1				
2				
3				

備考

- この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。
- 報告者の氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

受付欄	収 受	・ ・	担 当	係長・主幹	課長・参事
	決 裁	・ ・			
	施 行	・ ・			

中央森林東側地区地区計画
建築物等の用途の制限に関する認定に係る誓約書

年 月 日

大和市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話

このたび、下記建築物について中央森林東側地区地区計画区域内における建築物等の用途の制限に関する認定を受けるにあたり、中央森林東側地区地区計画及び同認定基準に基づいて認定申請書及び添付図書のとおり計画いたしました。

私は、中央森林東側地区地区計画及び同認定基準に基づいて設置する建築物等を、責任を持って適切に維持管理することを誓約いたします。また、計画を変更する場合は、同地区計画及び認定基準の趣旨に従って、必要な手続を適切に行うことを誓約いたします。

記

1 建築物の名称

2 建 築 場 所 大和市深見西

以 上

備考 申請者の氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

受付欄	収受	・	・	担当	係長・主幹	課長・参事
	決裁	・	・			
	施行	・	・			

中央森林東側地区地区計画

建築物等の用途の制限に関する認定に係る維持管理責任者選任変更届

年 月 日

大和市長 殿

届出者 住 所
氏 名
電 話

下記建築物の維持管理責任者について、(選任・変更)したので届け出ます。

建築物の名称	
建築場所	大和市深見西
維持管理責任者	(住 所) (氏 名) (担当者氏名) (連絡先)

誓約書

上記の建築物について、中央森林東側地区地区計画及び認定基準に基づき、適切に維持管理することを誓約いたします。

年 月 日

維持管理責任者 住 所
氏 名

備考 届出者及び維持管理責任者の氏名(法人の場合にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

受付欄	収受	・	・	担当	係長・主幹	課長・参事
	決裁	・	・			
	施行	・	・			

中央森林東側地区地区計画
建築物等の用途の制限に関する認定に係る完了届

年 月 日

大和市長 殿

届出者 住 所
氏 名
電 話

中央森林東側地区地区計画の用途認定に係る建築物について、以下のとおり工事を完了したので、完了届を提出します。

項 目	計画概要
建 築 物 の 名 称	
認 定 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 (認定通知書第 号)
建 築 場 所	大和市深見西
建 築 物 の 用 途	
延 べ 面 積	
工 事 完 了 日	
そ の 他 特 記 事 項	
添 付 資 料	<p>■写真（認定に係る事項がわかるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>建築物 <input type="checkbox"/>新設道路（基準ア関連） <input type="checkbox"/>前面道路（基準イ、ウ関連） <input type="checkbox"/>歩道状空地（基準イ関連） <input type="checkbox"/>駐車場出入口・敷地内滞留スペース等（基準ウ関連） <input type="checkbox"/>緑化施設（基準エ、オ、カ関連） <input type="checkbox"/>騒音・振動対策（基準キ関連） <input type="checkbox"/>臭気対策（基準ク関連） <input type="checkbox"/>温室効果ガス排出量削減対策（基準ケ関連） <input type="checkbox"/>地域防災に関する取組み（基準コ関連） <input type="checkbox"/>その他本認定に係る部分がわかるもの <p>■その他（必要な資料があれば添付）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>参考資料（)

備考 届出者の氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

受付欄	収 受	・ ・	担 当	係長・主幹	課長・参事
	決 裁	・ ・			
	施 行	・ ・			

中央森林東側地区地区計画
建築物等の用途の制限に関する認定に係る申請者変更届

年 月 日

大和市長 殿

届出者 住 所
氏 名
電 話

中央森林東側地区地区計画の用途認定に係る手続について、申請者の氏名、住所に変更がありましたので、以下のとおり変更届を提出します。

建築物の名称					
建 築 場 所	大和市深見西				
手 続 経 過 ※右欄の□の いずれか一 つに✓する	事 前 相 談	<input type="checkbox"/> 相談中 (相談書提出:	年	月	日、受付第 号)
		<input type="checkbox"/> 相談完了 (事前相談確認書:	年	月	日、受付第 号)
	事 前 協 議	<input type="checkbox"/> 協議中 (協議書提出:	年	月	日、受付第 号)
		<input type="checkbox"/> 協議完了 (事前協議済書:	年	月	日、受付第 号)
	認 定 申 請	<input type="checkbox"/> 申請中 (申請書提出:	年	月	日、受付第 号)
		<input type="checkbox"/> 認定済 (認定通知書:	年	月	日、受付第 号)
申 請 者	新	住 所			
		氏 名			
		電 話			
	旧	住 所			
		氏 名			
		電 話			
変 更 理 由					

備考 届出者の氏名 (法人の場合にあっては、代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

受付欄	収 受	・ ・	担 当	係長・主幹	課長・参事
	決 裁	・ ・			
	施 行	・ ・			

中央森林東側地区地区計画
建築物等の用途の制限に関する認定に係る記載事項の変更届

年 月 日

大和市長 殿

届出者 住 所
氏 名
電 話

中央森林東側地区地区計画の用途認定に係る建築物について、以下のとおり変更したので、変更届を提出します。

建 築 物 の 名 称	
認 定 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 (認定通知書 第 号)
建 築 場 所	大和市深見西
届 出 事 項	
※届出箇所の変更前及び 変更後の概要等を記入 し、適宜必要な書類を 本届出書に添付する。	
変 更 理 由	

備考

- この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。
- 届出者の氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

受付欄	収 受	・ ・	担 当	係長・主幹	課長・参事
	決 裁	・ ・			
	施 行	・ ・			
<p>中央森林東側地区地区計画 建築物等の用途の制限に関する認定に係る取下届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大和市長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 氏 名 電 話</p> <p>中央森林東側地区地区計画の用途認定に係る手続について、次の申請を取り下げたいので届け出ます。</p>					
申 請 の 種 類		<input type="checkbox"/> 事前相談 <input type="checkbox"/> 事前協議 <input type="checkbox"/> 認定申請			
申 請 年 月 日		年 月 日 (受付番号第 号)			
申 請 者	住 所				
	氏 名				
申 請 地		大和市深見西			
取 下 げ の 理 由					

備考 届出者の氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

中央森林東側地区地区計画
建築物等の用途の制限に関する認定手続に係る提出書類チェックリスト

※本様式は事前相談書、事前協議申請書及び認定申請書に添付し、チェックボックスへの記入により提出書類の確認を行ってください。

	提出書類	備考	事前 相談	事前 協議	認定 申請
申請書等	事前相談書(様式1)		<input type="checkbox"/>	-	-
	事前協議申請書(様式2)		-	<input type="checkbox"/>	-
	認定申請書(様式3)		-	-	<input type="checkbox"/>
	案内図	・方位、道路及び目標となる地物を表示 ・縮尺 1/2, 500 以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※2
	現況写真		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※2
設計図書等	計画概要書(様式4)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※2
	配置図 (土地利用計画図)	・縮尺 1/100 程度 ・道路の位置、形状及び幅員を表示	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※2
	平面図	・各階 1/50 程度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※2
	立面図	・2面以上 ・縮尺 1/50 程度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※2
	外構図 (緑化計画図)	・縮尺 1/100 程度 ・緑化施設の位置、種類、面積及び高さを表示	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※2
	交通処理計画書	・B又はC地区内に店舗等を建てる場合 ・駐車場出入口、交通動線、滞留スペース、収容台数、ピーク時入出庫台数及び搬入経路等を表示 ・誘導員、案内表示の配置等交通整理方針を記載	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※2
	緑化率及び 間口緑視率計算書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※2
	公害及び 環境問題対策計画書	・騒音、振動、臭気への配慮・対策を記載 ・温室効果ガスの排出量削減対策を記載	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※2
	地域防災協力計画書	・地域防災協力に関する取組方針を記載	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※2
	居室の外部建具の遮音性能が分かる資料	・B又はC地区内に、住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用に供する建築物を建てる場合 【外部建具の遮音性能が分かる資料例】 ・T-1 等級と同等以上であることが分かるカタログ ・一般社団法人日本サッシ協会で公開している性能情報に T-1 等級と同等以上である製品を使用することを明記したもの ・T-1 等級と同等以上であることが分かる試験成績書 等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※2
その他認定に係る計画内容が分かる資料一式	・認定に係る計画内容について、配置図、平面図、立面図及び外構図等に記載でも可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※2	
その他資料	検討結果報告書(様式6)	・事前相談又は事前協議における市の意見を受けての検討内容、検討結果及び理由を記載	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	誓約書(様式7)		-	-	<input type="checkbox"/>
	維持管理責任者選任変更届(様式8)	・認定物件の維持管理責任者を選任又は変更する場合	-	-	<input type="checkbox"/>
	事前相談確認書(様式14)	・回答日記入済みのものの写しを添付	-	<input type="checkbox"/>	-
	事前協議済書(様式15)	・協議日記入済みのものの写しを添付	-	-	<input type="checkbox"/>
委任状	・代理人申請の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※1 事前相談時の内容から変更が無い場合は提出不要。

※2 事前協議時の内容から変更が無い場合は提出不要。

中央森林東側地区地区計画
建築物等の用途の制限に関する認定に係る事前相談確認書

年 月 日

様

大和市長 印

下記のとおり事前相談のあった計画については、「中央森林東側地区地区計画 建築物等の用途の制限に関する認定基準」に基づき、別紙のとおり意見を付して回答します。

記

- 1 事前相談日： 年 月 日（受付番号第 号）
- 2 建築場所：大和市深見西
- 3 地区区分：中央森林東側地区（A地区 B地区 C地区）
- 4 建築物の用途：

(注意)この確認書は、認定手続きが完了するまで大切に保存しておいてください。

中央森林東側地区地区計画
建築物等の用途の制限に関する認定に係る事前協議済書

年 月 日

様

大和市長 印

下記のとおり事前協議申請のあった計画については、「中央森林東側地区地区計画 建築物等の用途の制限に関する認定基準」に基づき、別紙のとおり協議を了したことを通知します。

記

- 1 事前協議申請日： 年 月 日（受付番号第 号）
- 2 建築場所：大和市深見西
- 3 地区区分：中央森林東側地区（A地区 B地区 C地区）
- 4 建築物の用途：

(注意)この通知書は、認定手続が完了するまで大切に保存しておいてください。

中央森林東側地区地区計画
建築物等の用途の制限に関する認定通知書

大和市指令第 号
年 月 日

様

大和市長 印

下記のとおり用途認定申請のあった計画については、「中央森林東側地区地区計画 建築物等の用途の制限に関する認定基準」に基づき、認定しましたので通知します。

記

- 1 認定申請日： 年 月 日（受付番号第 号）
- 2 建築場所：大和市深見西
- 3 地区区分：中央森林東側地区地区計画（A地区 B地区 C地区）
- 4 建築物の用途：

(注意)この通知書は、大切に保存しておいてください。

中央森林東側地区地区計画
建築物等の用途の制限に関する認定に係る工事の検査済証

大和市指令第 号	
年 月 日	
様	
大和市長 印	
<p>下記の建築行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、「中央森林東側地区地区計画 建築物等の用途の制限に関する認定基準」に適合していることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
1 認定通知書番号	年 月 日 (第 号)
2 認定を受けた者の氏名及び住所	
3 建築場所	大和市深見西
4 建築物の用途	